

青森市環境保全シンボルキャラクター「エコル」着ぐるみ使用取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、青森市環境保全シンボルキャラクター「エコル」の着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(使用許可申請)

第2条 着ぐるみを使用する者（以下「使用者」という。）は、あらかじめ、青森市環境保全シンボルキャラクター「エコル」着ぐるみ使用許可申請書（様式第1号）に必要な書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(使用許可)

第3条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、着ぐるみの使用を許可する。

- (1) 青森市の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのあるとき。
- (2) 使用用途以外に使用のおそれがあるとき。
- (3) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
- (4) 特定の個人、政党、宗教団体を支援又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき。
- (5) その他、市長が着ぐるみの使用取扱いについて不相当であると認めるとき。

2 市長は、青森市環境保全シンボルキャラクター「エコル」着ぐるみ使用許可通知書（様式第2号）、又は使用不許可通知書（様式第3号）により使用者へ通知する。

(使用に係る料金)

第4条 使用に係る料金は、無料とする。ただし、運搬等に係る経費は、前条第1項の規定による使用の許可を受けた者（以下「被許可者」という。）の負担とする。

(使用上の遵守事項)

第5条 被許可者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 環境保全、地球温暖化防止に関連した事業に使用すること。
- (2) キャラクターのイメージを高めるよう努めること。
- (3) 許可された用途のみに使用すること。
- (4) 使用期間を遵守すること。
- (5) 着ぐるみ返却時には、着ぐるみの使用状況がわかる写真等を提出すること。
- (6) その他、市長が特に付した条件に従って使用すること。

(使用許可の取消)

第6条 被許可者が、前条に定める事項を遵守しなかったとき、又はその他この要領に違反したときは、青森市環境保全シンボルキャラクター「エコル」着ぐるみ使用許可取消通知書（様式第4号）によりその許可を取消し、以後の使用を許可しない。この場合、被許可者に損害が生じても、市長はその責めを負わない。

(原状復帰)

第7条 着ぐるみを汚損した場合は、被許可者の責任と負担により、修補又はクリーニングを行い、原状に復さなければならない。ただし、天災その他特別の理由があると市長が認めたときは、この限りでない。

2 前項の規定に関わらず、市長が着ぐるみの修補又はクリーニングを求めたときは、被許可者はこれに従わなければならない。

(損害等の責任)

第8条 着ぐるみの使用により被許可者が被った被害、被許可者が第三者に与えた損害その他

着ぐるみの使用中に発生した事故等については、被許可者の責めに帰するものとし、青森市は一切その責めを負わない。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、着ぐるみの使用取扱いに係る必要な事項は、別に定める。

附 則

(実施期日)

この要領は、平成22年4月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

この要領は、平成30年4月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

この要領は、令和元年5月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

この要領は、令和7年2月20日から実施する。

附 則

(実施期日)

この要領は、令和7年4月1日から実施する。